

# 予算特別委員会

令和4年5月13日

葛城市議会

## 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年5月13日(金) 午前10時30分 開会  
午後2時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	杉本訓規
委員	西川善浩
〃	柴田三乃
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	吉村始
〃	下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
企画部長	高垣倫浩
企画政策課長	勝真由美
総務部長	東錦也
総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝
財政課長	内蔵清
こども未来創造部長	井上理恵
子育て支援課長	新澤健嗣
会計管理者	吉井忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第32号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、ご苦労さんでございます。先ほど本会議を開会されまして、予算特別委員会に付託をされました案件につきましてご審議をいただくわけでございますけれども、慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

委員外議員のご紹介をいたします。吉村副議長、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入らせていただきます。

議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億427万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,809万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出よりご説明させていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費で、補正額は2,543万8,000円でございます。人件費で43万8,000円でございます。こちらは子育て世帯生活支援特別給付金事業に係ります会計年度任用職員の社会保険料等でございます。続きまして、一般管理事業で2,500万円でございます。民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う補正予算となっております。

次に3款民生費、2項10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費で、補正額は7,883万9,000円でございます。人件費で64万4,000円、また、子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして7,819万5,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金では補正額が7,927万7,000円でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費補助金及び事務費補助金でございます。続いて20款諸収入、3項3目雑入で補正額は2,500万円でございます。民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う補正となっております。

最後に補正予算書7ページから8ページにかけては、人件費補正に関する補正予算給与費明細書を添付させていただいております。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いましたが、本案の内容につきましては大きく2つに分けられます。ここで、それぞれの内容につきまして担当部長より詳細な説明をいただいたほうが委員会の運営が円滑に進められると思いますので、説明を願いたいと思います。

最初に民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に関する部分について説明を願いたいと思いますが、追加資料がございますので配付を願います。

(資料配付)

**増田委員長** 資料の配付が終わりましたので、説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願いたします。

それでは、まず、お手元に配付させていただきました資料をご確認いただきたいと思えます。今回、3点お配りさせていただいております。

まず1点目です。今回対象となる訴訟について、図で表したものでございます。

2点目の資料につきましては、民事調停法第17条の決定が令和4年4月2日に確定したことを証する資料となっております。

最後に3点目といたしまして、3枚つづりのものですが、こちらは前回、令和4年3月30日の臨時会においてお配りいたしました、大阪高等裁判所の民事調停法第17条決定の資料となっております。以上のご確認をお願いします。

それでは、予算に計上しております、予算書の4ページ歳入予算、雑入で民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う解決金2,500万円並びに5ページ歳出予算、補償補てん及び賠償金で民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金(追加分)2,500万円につきまして担当課長よりご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、私のほうから内容につきまして、まず経緯のほうからご説明をさせていただきます。

去る令和4年3月17日に大阪高等裁判所第13民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償請求控訴事件及び損害賠償請求附帯控訴事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定がございました。これを受けまして、令和4年3月30日の臨時会において、違法な公金支出の是正のための解決金として歳入に受け入れ、改めての措置として移転補償金追加分を支出することの承認を求めることなどの第17条決定の内容について異議申立てしな

い旨の議案を提出させていただき、ご議決をいただきました。当該案件につきましては、関係する当事者の誰からも異議の申立てが出されなかったことにより、令和4年3月17日になされた決定は令和4年4月2日付で確定をいたしました。

提案の理由といたしましては、この民事調停法第17条の決定が確定したことにより、今回、決定の内容のとおり補正予算案を提出させていただいております。

歳入予算といたしましては、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定分の条項2に基づき、2,500万円を計上いたしております。内容は、控訴人3者が被控訴人である葛城市に対し、違法な本件公金支出の是正のための解決金として連帯して支払うものを受け入れるため、歳入予算として計上いたしているものでございます。

次に、歳出予算といたしましては、決定文の条項3に基づき、2,500万円を計上いたしております。内容は、被控訴人である葛城市が、控訴人、社会福祉法人柗の郷に対し移転補償金（追加分）として2,500万円を支払うため、歳出予算として予算を計上しているものでございます。

以上が今回の補正予算案についての内容でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** 次に、子育て世帯生活支援特別給付金に関する部分について説明を願いたいと思います。井上部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、国のほうから事務連絡が届いております。このたびコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策といたしまして、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり一律5万円、令和4年度給付金を積極支給という、プッシュ型と呼ばれておりますが、積極支給をすることで給付をするということが盛り込まれ、4月28日に閣議決定されたところでございます。

内容につきましては、令和3年5月におきましても実施をしているものと同様で、時点修正を除き、令和3年度給付金の概要と同様のものとなっているということでございます。その詳細につきましては、令和3年度給付金と同様のものとする方向で検討し、また追って通知をするという内容のものが届きまして、この発出を受けまして、支給に向けての速やかな事務手続の実施と議会議決の観点から、今臨時会で議決をお願いするために予算を計上しているところでございます。

内容、詳細につきまして詳しく述べさせていただきます。

名称及び趣旨でございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。趣旨としましては新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食料品等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うというものでございます。

支給対象者でございます。1つ目に、児童扶養手当受給者など低所得のひとり親世帯に児童1人当たり一律5万円が支給されます。その世帯及び、これ以外に令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対しても支給をするということでございます。児童の対象年齢はおおむね18歳となっているところでございます。

給付額は先ほど来申していますとおり、児童1人当たり一律5万円となっております。

費用につきましては全額国庫負担でございまして、実施に係る事務費についても全額国庫負担となっておりますところでございます。ですので、これに係ります費用としまして、事業費及び事務費を今回7,927万7,000円計上いたしております。

次にスケジュールでございまして、低所得のひとり親世帯、児童扶養手当受給世帯につきましては、先ほど述べました積極支給というところでうたわれてございますので、可能な限り6月の支給というところで、申請不要の分につきましてはこの段取りをさせていただいております。そして、またその他の世帯等につきましても、可能な限り速やかな実施に向けて進んでいくわけでございますが、こちらにつきましては申請が必要となっております。

以上、ご説明させていただきましたが、審査のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 子育て世帯生活支援特別給付金事業ということで、コロナ禍において特に物価高も懸念されるという、そこに対処するための支給やということで、今、ご説明聞いて大体は分かったんですけども、児童扶養手当受給者1人当たり5万円ということで、対象者は何人ぐらいおられるのかということと、それで、4ページに歳入の部分で、民生費国庫補助金の一番右側の説明のところなんですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金事業で一番上が2,700万円、ふたり親が4,500万円となっております。また下にも同じく300万円、369万1,000円か、下にもふたり親世帯という、こういう分けて、縦分けている理由、ここらもちょっとご説明願えますか。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤子育て支援課長** 子育て支援課の新澤です。よろしくお願いいたします。

人数になりますけれども、児童扶養手当の人数は557名を想定して、今現在、予算の要求をさせていただいております。

あと、歳入のほうになりますけれども、歳入のほうに関しましては、一応、2,700万円余りのお金に関しての歳入は、ひとり親世帯に対しての給付金の額になっております。その下の4,200万円についてはふたり親世帯に対しての補助金で、その下、言われました360万円余りのお金に関しては、ひとり親世帯に対しての事務費に対しての補助金の歳入でございまして。

あともう一つ、ふたり親世帯の523万6,000円につきましては、これはふたり親世帯に対しての事務費に関しての補助金に当たります。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** この内訳に関しては下の2つ、ひとり親世帯、ふたり親世帯、これは事務費やということで、上が実質支給されるこの予算、想定されているということで、想定されているのが557名ということで分かりました。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。  
谷原委員。

**谷原委員** 関連で、生活支援特別給付金についてお伺いします。

1つは支給要件として、1番目に児童扶養手当受給者ということをおっしゃいましたけど、これは全ての児童扶養手当受給者、全員が対象になると考えていいんでしょうか。その間の所得等の差とかあるかと思うんですけど、これについてちょっと1つお伺いします。

それから2つ目の、要は申請しなければならない対象者の方々に対しては、申請書をそれぞれ対象の方に送られるのか、郵送とかですね。どういう手だてで通知されるのか、これについてお伺いします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤子育て支援課長** 子育て支援課の新澤です。よろしくお願いいたします。

1点目の児童扶養手当の件でありますけども、児童扶養手当を受給されているひとり親世帯の全ての方が対象となってきます。

あと、申請ですけども、申請していただく方に関しては、周知の方法といたしましては、児童扶養手当の現受給者に対しては案内文を郵送しますが、それ以外の方につきましては広報やホームページの掲載、防災行政無線、あとツイッター等でも呼びかけてお知らせの掲示も行い、周知の徹底を図る予定をしております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 児童扶養手当についてはもう既に支給されているので、行政は把握されておられますので、プッシュ型だから申請しなくても払われますよという通知文だけ送ると。そうではない申請者については、これは、言ってみれば今おっしゃった手だてしかないということで、できるだけこれは広くやっぱり受給していただくことが必要だと思うんですけども、これはほかの市町村も同じですか、こういうやり方。つまり、今度のは申請ということになっているんですけども、対象者の人に何らかの行政のほうからやられると。いろんな方法があると思うんですけど、これまでもそうだったと思うんですが、他市町村なんかでいい例はないんでしょうか。防災行政無線とかツイッター、それから広報等で触れなかった方は漏れてしまうので、何らかのいい手はないかなと思うんですけど、そこら辺の工夫はいかがでしょうか。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** そのほかの手だてにつきましては税情報がベースになりますので、どういったことができるのかちょっと勉強させていただきたいと思います。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** お子さんに対する手当なので、私は学校を通じて文書配布ということもあるのかなとか、やっぱりいろんな手だてを取って広く周知することを、ぜひご検討をお願いします。それは

行政のほうで考えていただくことなので無理を言うわけじゃないんですけども、ぜひお願いしたいと思います。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 以前、住民税非課税世帯に10万円支給という、そういうことがあったときには、このコロナ禍において家計が急変したとか、そういうふうなところは相談する相談窓口というのか、そういうコールセンターというか、そういうようなものを設置をされたと思うんですけども、今回またこの件に関しましても、児童扶養手当支給の対象者でなくても、コロナ禍、また物価高において非常に生活が困窮しましたというふうなところも申請できるのかどうか、そういう、また窓口も設置していただけるのかどうか、コールセンターのような、そういうところをちょっとご説明願えますか。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤子育て支援課長** 子育て支援課の新澤です。

今現在のところでは、そういったコールセンターの設置は、予定はしておりません。あくまで問合せに対して説明させていただいている状態でございますので、今回もそういう形で同じような説明の方式を取っていくつもりでございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** こういうコロナ禍、物価高によって急変するようなところもやっぱり出てくると思っていますので、ぜひともそういう窓口といいますのか、ここに相談すれば自分が支給されるのかどうかというところも判断できるような、相談できるような場所をぜひとも開設をしていただきたいなど、このように思います。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は5ページ、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金（追加分）、この2,500万円、今、先ほど課長のほうからは、内容の説明はいただいたわけなんですけれども、ちょっと私の認識としては、まだそれではよく分からないわけですよ。裁判の内容に、第17条決定の内容に伴って今回計上されてきたというところは分かります。ただ、ここは予算特別委員会ですので、計上されたものの内容、なぜこの2,500万円というものが必要なのかということをやはりある程度きちっと把握しておかなければ、公金を支出するわけですから、審査のしようがないと思うんです。少なくとも3月30日の臨時会において議決はさせていただきました。私も賛成しました。立場をはっきりと申し上げると、私は社会福祉法人も含めたあらゆる関係者とちゃんと和解できるのであれば、そうして前向きに事を進めていくことがいいというふうに考えています。これは当然、ほかの議員も同じような立場でこれからもお話しされると思うんです。それに当たって、賛成するときには、言ってみたら第17条決定のこの案に異議がないかというところでの判断だったと思うんです。その際、こ

れ、何回も読ませていただきましたけれども、第3項ではどういうふうに言っているかというのと、2,500万円の付議を市議会で、求償認の付議を速やかに行うものとするというふうに書いてあるわけですよ。ですから本日、こういうふうに計上されてきて、ここで審査をしていくわけなんですけれども、その内容がこれに基づいていますからと言われると、ちょっと待ってくださいと。この内容について聞かせていただかないと、なかなか前に話が進んでいかないと思うんです。そもそもこの2,500万円は、争点、相手方、被控訴人と控訴人の主張が食い違っていた部分だと思うんです。法令改善であるとか産業廃棄物費用であるとか、葛城市の立場は一貫して産業廃棄物費用だったはずなんです。ですからその辺、産業廃棄物費用として今回お支払いされるのか、また、はたまたほかの何かの理由をつけてお支払いしようとしているのか。その辺、もう一度ご説明いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの梨本委員のご質問、もう一度振り返りますと、前回の3月30日に開催していただきました臨時会においてご説明させていただきましたように、まず第17条決定の第2項で違法な本件公金支出の是正と記載されておまして、その第17条の決定に従いまして2,500万円の損害賠償を請求している金額が一旦市に返ってくることで、住民監査の勧告の1つが解決されることになるというご説明をさせていただいております。その効力が4月2日付で、繰り返しになりますけど、現在、和解と同じ効力を有することになっております。

そのような中で、まず2,500万円を支出できる根拠は、先ほどちょっとおっしゃいましたように、第17条決定の文書の第3項にある移転補償金（追加分）という形で一旦今回は予算計上して、議決後に2,500万円を支出とするという記載に基づきまして、予算計上して議会の議決を経て支払うことで、正式な手続を経ることで、柘の郷に移転補償金（追加分）という形で支出する形が取れるのであれば、訴訟を担当する弁護士からは妥当であるという意見をいただいた形で、今回この補正予算をまず計上しております。

おっしゃいました、当初の訴訟の主張と今回の状況はというご質問であると思っておりますねんけども、当時、奈良地方裁判所で住民監査請求によりまして起こした市の主張では、法令改善という名目で支払われた根拠のない違法な支出であるという主張を行ってございました。それにつきましては奈良地方裁判所においても認められたものであると考えております。一方で、現時点での大阪高等裁判所での判断内容としましては、柘の郷に対しましては移転補償金（追加分）という認識をしているものと訴訟を担当している弁護士からは聞いており、今回、第17条決定に基づきまして移転補償金（追加分）という形で支払うことは妥当であるというご意見もいただきましたので、今回この補正予算を計上させていただいております。よろしくお願ひします。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ということは、法令改善として支払うということですね。ではないんですか。追加補償金として必要だということを認めて、市としてお支払いすると。

私、ちょっと今の話でも、弁護士が妥当だと言っているその理由を聞きたいわけなんです。この2,500万円の色をしっかりとつけていただかないと、これ何のお金なんやと。そういうところをやはり明らかにしていけないことには、ちょっと審査が進まないかなというふうに思うので、そこを聞かせていただいたわけなんです。実際に追加補償分として支払うことが妥当だというふうになっていますけれど、第17条決定はなっていますけれども、これは高等裁判所に出されている話ですよ。地方裁判所の判決においてはそうっていないわけですよ。2,500万円に関しては、法令改善として出すのは違法だと。産業廃棄物費用としては必要ではあったらというところで、多分、判決内容を読んでいくと、そういう趣旨であったと私は理解しているんです。産業廃棄物費用に関しては、葛城市土地開発公社が別の裁判において4,077万円を社会福祉法人に支払うということで、これは最高裁判所でも確定しているわけですよ。ということは、産業廃棄物費用はもうそこで済んでいるわけじゃないですか。じゃあ、こっこの2,500万円は何なんですか。当時、これは不法な法令改善という問題のある、議会にも諮らない出し方をしたのは、そこで何か出せなかった理由があるのではないかなと私は思うわけですよ。実際、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、これはもう昨年10月で一旦まとまっているわけなんですけれども、その間ずっとこの裁判の内容に触れることはできないと、裁判がありますので答弁できないということで、我々一方的に情報が入ってこない状態でずっとここまで来ているんですよ。だから、今回この2,500万円の内容についてはある程度知っておかなければ、この予算を議決するということは、今度は議会が市民に対して説明責任を負うわけですから、これは説明できないというところで私も思案しとるわけです。ですからその辺、ちょっとしっかりと理事者側のほうから答弁をいただくといえますか、その内容についても一度ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員のご質問、もう一度説明させていただきますと、これまでのまず訴訟の状況で、奈良地方裁判所の判決も全て見ておられない中で、お伝えできない状況はご理解いただいているとは思いますが、奈良地方裁判所の判断の中に今回の追加補償分に係る部分、地中から出てきた廃棄物の補償に対する部分と建物移転に伴う追加補償の2つの意味で支払われたものであるという判断が入っております、まず奈良地方裁判所では。その中で支払い方については違法やというのが判決の中で出ておまして、市で払うのは違法であると。本来は別法人の公社で追加補償として払う形が正しい形であったという記載もございます。これはあくまで奈良地方裁判所での判断でございます。現在、大阪高等裁判所において、その内容が控訴審の中で、市として書面や書証など、主張全てあるものを出し尽くした中で、裁判所の判断がこの今回出された第17条決定の必要な経費、追加補償分としての必要な経費として支払う内容が決定されておりますので、この内容に従って支出するのは違法ではないという判断で今回、予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ちょっと議論がかみ合わないんです。3回目なので、ちょっとまた次に、ほかの方も聞きたいことあると思いますので言わせてもらいますけれども、そもそも前回、一番初めに移転補償金、払っとるわけですね、1億四千数百万円。それプラス2,500万円払うわけですね。そこはマックスじゃないんですか。言ってみたらその当時払えるマックスとして払ってはるから、そこから2,500万円が要となると、何らかのやっぱり理由が要ると思うんですよ。それは高等裁判所がそう認めているからとか、地方裁判所でそういうふうに言っているからとかということではなくて、理事者側としてこのお金はこういう色づけで払うんですということを議会に言っていたかなかったら、議員として判断できないじゃないですかということを行っているんです。

またほかの方も質問されると思いますのでこの程度にとどめたいと思いますが、よろしくをお願いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 梨本委員との関連になります。同じようなことになるかと思うんですが、もう一回ちょっと私のほうの言葉で質問させていただきますけれども、追加の移転補償金という名目になっております、この歳出2,500万円が。追加の移転補償金ということは、何かの移転補償金に対する追加が発生したということで支払われるということですよ。だから、このことについて追加が必要になるもとの、そもそも移転補償というのはどういうものだったのか。それがどういう事情で追加の移転補償が発生すると考えて今回計上したのか。それから、この2,500万円の追加の移転補償ですから、移転補償というのは当然、積算根拠があるわけですよ。私は過去の契約を見ましたけれども、建物、極端に言ったら立ち木まで含めて移転補償があるわけで、追加分を出したということは積算根拠があるはずなんです。先ほどおっしゃいましたように、裁判とは関係ないんです。裁判というか、裁判のことから和解でこういう案が出ているんだけど、これは一般会計補正予算ですから。先ほど梨本委員が言ったように一般会計補正予算として、公金支出に当たって追加の移転補償となっているので、その説明がこの予算の執行として、予算として支出するのが妥当なのかどうか、それが私は知りたいんです。したがって、今述べましたように、そもそも何の移転補償で、どういう事情が生じてこの追加となったのか。かつ、2,500万円の積算根拠は何なのかということについて、もう一回そこはお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これは契約案件ですよ、移転補償ですから。移転補償契約が当初あったんです。あって、追加の移転補償契約が結ばれています。私、今持ってきていますけど、過去、葛城市は社会福祉法人と移転補償契約、土地の売買及び補償に関する契約を結んでいます。2,500万円の追加の移転補償についての契約も結んでいるんです。つまり、これは移転補償金ですから契約でやっているわけですがけれども、今回の追加の移転補償をどういう理由かですすわけですがけれども、そもそもその契約、何の契約に基づいて追加の移転補償金を支払うということなのでしょう。どの契約なんですかね。このことについて

お伺いします。

それで、このことについては、もう一個つけ加えて言うならば、これは分かった話ですから、決定の中にも書いてありますから、葛城市の契約名は書いてあるんですが、実は、これは企画部長もよくご存じだと思うんですけども、当初は土地開発公社が施設の移転補償交渉に携わって、土地開発公社が移転補償に関する契約を結んで、支払いも済んでいます。ところが、その後に葛城市がまた同じ物件について相手方と同じ金額の移転補償についての契約を葛城市と結んだんです。それは、本来はどちらかの契約、特に先の契約を抹消して変更契約をちゃんとやらないとあかんと思うんですけど、これについてはそういう契約になっているのかどうか、この葛城市の移転補償に係る契約が。この辺、ちょっとお伺いしたいんです。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

谷原委員のご質問なんですけど、まず、もともとの移転補償契約はどのようなものであったのかという流れを再度確認させていただきますと、葛城市土地開発公社が土地売買及び補償に関する契約書を平成27年6月に柘の郷と結びました。その契約金額は約1億4,000万円で合意を得たというところで移転が始まるところに、更に今回の問題となっております2,500万円、これが当初は産業廃棄物が出てきたという補償という意味合いで争い、法令改善費用として、追加補償として市側で支払われた。公社ではなく市側で支払われたという経緯で、違法な支出であるという経緯で監査請求があった形で、それに基づいた訴えの提起があったということで、今回これが大阪高等裁判所での第17条決定まで至った、その当初の発端はそういう流れで来ております。

それで、2,500万円の積算根拠があるのか、その部分なんですけども、市の中では2,500万円の積算根拠というのは法令改善費での架空の名目で支払われたということなので、ございませんので、違法な支出ということで監査も指摘あったと思うんですけど、それが裁判所でもそのまま訴訟として来ておまして、違法な支出であるというのは認められてきておるところですが、柘の郷側からなんですけど、高等裁判所において2,500万円の積算の根拠が資料として提出されておまして、それが裁判所のほうで、私が言うのはおかしいですけど認められたのではないかというふうな流れで、積算根拠はそれが相手方の書証によって出されておるといのが、今、大阪高等裁判所での状況でございました。

そのような中で、今回、民事調停法の第17条決定の流れになりまして、それに基づいた決定によって2,500万円を支出するという形で今回の補正予算としておるものでございます。

何の契約かと言われたら、今の書証の中の、裁判というのはおかしいとおっしゃっているんですけど、書証の中のいろんな書面からの判断で出た第17条決定に基づいての補正予算を計上しておるといことでございます。

ちょっと最後おかしいかもしれませんが、そういう形で来ております。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 入のところでは、先ほどありました2,500万円、相手方が違法な支払いに対する是正措置

としての解決金というふうについているんです。解決金だからこれは分かるんですよ、解決金2,500万円をぼんと相手方が払いますと、和解ですから解決金を払う。ところが今回、移転補償金の追加分となっております。

今ご答弁いただきますと、積算根拠からいきましようか。積算根拠は、葛城市は持っていないんですよ。文書が破棄されているということです。あるんですか、葛城市に2,500万円の。これは私、裁判のいろいろ見ましたが、ないんです。葛城市は示せていないんですよ。ないと。多分あったかもわかりません。でも破棄されているかもわからん。作られてなかったかもわからん。でも、柵の郷から出てきちゃってる。つまり、これは何度も交渉していますよ。そもそも土地開発公社が移転補償に当たっても何度も交渉している経過があります。これは2階建てを1階建てにせなあかんことも含めて、どうするかということも含めて交渉をちゃんとやっているんです。それを算定してちゃんと移転補償金として計算して出しているわけです。だから葛城市としては追加の法令改善か何かないと、ちゃんと1棟を2棟にする分まで見込んで交渉もして払っているという、裁判過程で出ていますよ、それが。

ところが、今おっしゃった2,500万円の積算根拠、相手方が持っている。これ、見られましたか。見て、葛城市として精査されましたか。つまり追加の移転補償ですから、大阪高等裁判所が相手方から出た分だと。どうも相手方に高等裁判所が認定したようだと、事実認定として。だからこの決定が出てきたんじゃないかと、そういうふうに推測されているわけですけども、でも、我々は議会ですから、追加の移転補償金といった場合は、やっぱり積算根拠はどうなのかということがなければ、これは支出の法的根拠になりませんから、やっぱり正しい支出にならないので、これが争われてきたわけですから、言ってみればね。追加の移転補償金ということが、一体中身が何なのかということです。だから、ずっとこれまで私が聞いてきたのは、要は2階建てで建物がありました。その施設を移転しなければなりません。ところが、古い建物だったので、その間いろんな法律が変わって、2階建てでは駄目ですよと、グループホームの場合、1階建てにしてくださいということがあったので、実際に移転しようとしたら2階建ては建たないと。だから、1階建ての2棟建てなあかん。費用が膨らみますわね。でも、そのことは土地開発公社の移転補償交渉の中できちっと議論されているということを奈良地方裁判所はちゃんと事実認定していますよ。コンサルタントがどこのコンサルタントで、誰が担当してどういう交渉をされたか。どういう文書があるか。これをちゃんと見て、積算根拠をちゃんと、追加の移転補償として新たに2,500万円払うなんて、これは駄目だと、そういう根拠はないと、法的な根拠ないと、奈良地方裁判所は事実認定しているわけですよ。葛城市もそれを主張してきたわけです。葛城市もそれを主張してきました。ところが、この積算根拠についての文章が葛城市、手元にない。相手方から出てきました。これはどういう内容なんですか。この追加の移転補償について2,500万円、高等裁判所ではそういう相手方から資料が出た、だからそれが認定されてこういう決定になったんだとおっしゃったから、それはどういう内容なのかというのをちょっとお聞かせ願いたいんです。

それから2番目は契約の問題です。これは契約に基づかない追加の移転補償なんですか。今の答弁だと、第17条決定に基づいてこういうふうにならざるを得ないと言われているから出しているん

ですということですがけれども、それは出すほうはそうですがけれども、これは公金支出ですから、予算審査しているわけですから、だから、この追加の移転補償金ということは、契約に基づいてですよね。当初の契約に基づいて、追加の移転補償金として契約の変更を行ってやるのか。これは追加の移転補償金になっているので、補償契約に基づいた追加ということにならないと、何をもって払うのかと。これがさっき言ったように解決金だったら分かるんです、私。解決金だと。だけど、ここをちゃんとしないと、きちっとした支払い根拠が不明なまま議決なんかできないですからね。それはもう一回聞きますけど、契約に基づかない、基づかずに追加の移転補償金を払うんですかという話なんです。このことについてちょっとお伺いします。

というのは、もうちょっと突っ込んで言うと、これはもう部長もよくお分かりだと思うけど、葛城市が主張してきたのと全然違うわけですよ。葛城市が主張してきたことは、葛城市が支払う根拠はないと。土地開発公社が契約していたことだし、葛城市への契約も変更契約をちゃんとして議会で認めているわけじゃないと、これは奈良地方裁判所が言っているわけですから。葛城市の本体の契約そのものは、変更契約について議会の承認がないと。だからこう書いとるわけですよ。そのほかの事情の変化を市議会に報告しなかった。明示的に承認を得る手続を議会で経なかった。これが違法だと言っているわけですから。これが違法だと言っているわけやから、契約の基、これを全くなしで、今おっしゃったように、いや追加の移転補償金は払うんですと、いや決定があるから払うんですと、でも決定なんかそこまできていませんよ、これ。どういう形で出せということも。そのことについて少しお伺いします。

この2点です。相手方が示している積算根拠の中身はどんなものなのかということと、もう一回契約に基づく移転補償じゃないのですかと。そういうふうに支払わずに、こういう名目で、それで支払おうとしているんですけど、それ、どうなんですかということなんですけどね。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問で、まず積算根拠の部分なんですけど、訴訟に関することですので細かく言うのもあれですけど、何も言わないのもちょっと問題かなと思いますけど、業者から出ている設計とかそういう、先ほどおっしゃっていた2階建てが1階建てに必要なという根拠となる業者からの積算資料などが示されて、裁判所に提出されて、その当時の必要やったという、2,500万円追加が必要となるという積算の資料が提出、高等裁判所にされたということで、それを弁護士と確認して見ております、我々は。それでよろしいですかね、積算の資料ということは。

**谷原委員** だから、2階を1階にするという。

**高垣企画部長** そういう建物の追加費用というものが必要であったと。

**谷原委員** 追加で必要となってこの金額となっているということ。

**高垣企画部長** 今回の補正予算に対する契約はおっしゃっているのかなと思うんですが、今回は、

先ほども言って申し訳ないんですけども……。

**谷原委員** いやいや、今回じゃなくて、大本からたぐってそこの契約にたどり着くんかということですよ。全く宙に浮いた状態で追加移転補償金ですか。

**高垣企画部長** 追加移転補償というこの今回の言葉がもともとの契約に係っているのかという、契約に戻るのかという意味でおっしゃっているんですよ。実際その契約に基づいての追加補償、当初の例えば公社とか法令改善で払われた2,500万円の契約に基づいての追加補償という形ではなくて、やはり裁判所で示された、必要であった2,500万円の費用を追加補償という形で今回支払うという形で予算計上しておるものでございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 契約のところはちょっと平行線なので、これはもう置いておきますね。でも、先ほど、これはもう意見だけになりますけれども、相手方が出した資料は、要は建物の移転に関わって発生した2,500万円だということですね。それも1棟を2棟にすることに伴ってということですよ。もうこれはずっと主張されていたことですから、私もそうなんだろうと思うんです。ところが、私、奈良地方裁判所の判決を全部読みましたけれども、それは葛城市が主張していたことが全て通ったことだと思うんですけれども、既に土地開発公社で移転補償金として、その交渉はちゃんとやっていると。そりゃ葛城市に資料はなかったかもわかりませんよ。なかったからこそコンサルタントにも聞き、その担当者にも出して、そしてその資料も、向こうのコンサルタントなんかは資料に基づいて、確かに議論をちゃんとしています。それがちゃんと積算根拠として入っていますと。その上で土地開発公社と契約金を結んでいる。だから追加の移転補償金は出す根拠がないと、法的な根拠はないと。だから違法だというふうにしているわけです。

今お聞きすると、裁判の過程だから詳しくは言えないということだけれども、どうも大阪高等裁判所で2,500万円追加移転補償について、これは議会の承認がなかった場合も書いてありますから、必ずしも議会は確実に承認せえと、命令でも何でもなし、議会に委ねられているから、承認されない場合も想定されているわけですけども、これ、議会がちょっと、その理由で承認できにくいと思うんですけどね。相手方の根拠が同じような根拠で、違法とされた根拠に基づいてまた何で支払うのかと。葛城市が、追加の移転補償金。このことだけちょっと申し上げておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 先ほどの谷原委員のちょっと答弁漏れが1個あったんですけど、二重契約の解消をできているのかというところに関してちょっと聞きたいんです。それは、言ってみたら土地開発公社で本体の契約があって、追加移転だけ葛城市との契約があって、本体のほうもまた契約だけはあつて、支払われていない契約だけがあるということじゃないですか。ここをちゃんと解消しておかないと、これまた契約書があるわけですから、法的にトラブルが起こらないのかというところも心配するわけですよ。その辺の解消も含めて、ちょっと今どうなっているのかということを知りたいのが、先ほどのちょっと追加の、延長でお聞きしたいと思います。

ここからはもう、ちょっと担当に聞くというよりも、総合的な判断というのは市長しか私、できないと思いますので、ちょっと市長にお聞きしたいと思うんですけども、この間、市長が就任されてから、この件に関してはずっと議会の中でもいろんな意見を交わしながら激論を交わしてきたわけですよ。これはいい支出だと、まあ事業としてはよかったとか、やはりちゃんとした支出に基づかない事業としては、やはりよくないよという、こういった議論をずっと重ねてきたわけです。その中で、相手方の社会福祉法人とある程度聞き取りをして、相手の事情も、当時の状況なんかも分かった上で、当然私は裁判されていると思っていたわけですよ。ところが、全くそういうふうには感じ取れないわけです。言ったら、監査結果に基づいて、監査もそこまで聞き取りできるのかということ、日数も限られていますのでそこまでの調査はできてなかったと私は思いますよ。それに基づいて訴えの提起をしなければならなかったということなんですけれども、そもそもその段階で相手方と本当にどういう状況だったのかということを確認すれば、ここまでトラブルがずっと尾を引いて、いろんなことがこじれていくこともなかったんじゃないかなと、私、そういうふうにも思うわけですよ。

ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、就任されてからここに至るまで、相手方、内容は言えないと思います。内容は言えないと思うんですけども、総合的な判断を下すに当たって、相手方の社会福祉法人と話し合われたことはあるのかということをお聞きさせていただきたいんです。その上で、この場には上げられないけれどもいろんな状況があって、総合的な判断をしたほうがいい、当然、議会に関しては委員会もインターネット中継されているわけですから、全て公開できないということもあるでしょう。しかし、少なくともそういったこと、努力された経緯も聞くこともなく、裁判で決まったからと言われると、ちょっとあまりにも乱暴だと思いますので、その辺り、市長と社会福祉法人の話合いがあったのか、言える範囲で内容も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

**増田委員長** 先、答弁漏れ。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** まず1点目のところで、二重契約の解消をどうするのかということですけども、問題にならないのかですが、第17条決定の第9項でいろいろ書いてありますが、本件に関し、何らの債権債務関係のないことを相互に確認しますと。これ、確定しておりますので問題にはならないと思いますが、手続上、二重契約、契約自体を破棄するのかとか、どうするのかというのはちょっと手続的に確認させていただきます。

また、そもそもなるんですけども、今回の補正予算の提出に当たりましては、前回の議会のところで提案させていただきました。裁判所のこともいろいろありますけれども、裁判所が一番、高等裁判所の判決に近いところで、いろいろな訴訟の資料とかも出た中で、こういう文章を悩んで悩んで書いていただいたものだと思っております。その文書の極論が移転補償金（追加分）だと。これについては法令改善とも書かず、産業廃棄物とも書かず、向こうがおっしゃっていたことも書かず、移転補償金（追加分）という言葉をあえて選んだものだと思っております。それについて前回提案させていただきました、異議申立てをしないこ

とについてご議決いただいて、それに基づいて今回、予算案を提出させていただいておると  
いうことでございますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

**増田委員長** あとは市長でございますか。

阿古市長。

**阿古市長** 1つのご質問というのは社会福祉法人の柵の郷との話合いがあったのかどうかということ  
でございますけども、訴訟になっておりますので、代理人を通しての、やはり交渉といいま  
すか話合いになっております。ですので、私自身が個人的に柵の郷の責任者の方とお会いし  
ての話というのはございません。

以上でございます。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 副市長がおっしゃることはよく分かります。よく分かった上でここは予算特別委員会やか  
ら、内容じゃなくてちゃんとしてくれということを行っているわけで、その説明ができな  
いということも重々承知していますので、市長に聞いたわけですよ。

市長は訴訟になっているからとおっしゃいますけれども、訴訟するまでも交渉したんです  
かと私、聞いているわけですよ。そういった相手方の状況を聞かれたんですか。でなくて、  
一方的に監査結果が出たから返還請求をして、返還に応じないから訴える。そら相手、怒り  
ますよ。トラブルになるに決まっているじゃないですか。でもそこに関しては以前からずつ  
と理事者側は、法的根拠はある、勝訴できると言って議会を通してきたんじゃないですか。  
今になってこの話、ほんなら結局これ、2,500万円取り返すための裁判やったわけですよ。  
でも、この内容でいうと2,500万円は、一旦は戻りますけれども支払う、つまり、取り返さ  
ない。かつ、それ以外に土地開発公社、これは別組織やと言いますけれども、葛城市が負担  
する可能性があるわけですよ。ここから産業廃棄物費用として4,077万円計上されているわ  
けじゃないですか。これは確定しているわけですよ。支払わないといけない。ということは、  
2,500万円は取り返せない。4,077万円は支払わないといけない。しかもこの間、弁護士費用、  
そしてそこに係る職員の労力、どれだけかかっているんですか。何のための裁判やったん  
ですか。そんな説明もなくしてどうやってここで我々、納得できるんですか。本当に、先ほど  
訴えになったから相手と交渉できへんと、そういう趣旨でおっしゃいましたけれども、あれ  
は3月、3月やったかな、議会で一旦継続審議になっているんですよ。6月議会で議決して  
いる。それだけ議会の中でもいろんな意見があって、そういった社会福祉法人であるとか、  
建設会社を本当に相手方として入れていいのかということところを、散々ここでも話したん  
ですよ。それを踏まえて訴訟に踏み切ったわけでしょう。その間、相手方と話し合う時間的余裕、  
なかったんですか。そんな確認もなくして、勝訴できる、私はそういうふうに取りました  
よ。そういうニュアンスの答弁をずっと聞きながら、で、内容は言えない。それで2,500万  
円、今回社会福祉法人に支払うということであるならば、そのときの判断について、やはり  
責任者として、長として判断がどうやったのかということをお願いしたいんですよ。  
その上で総合的な判断せえと言われたら、分かりましたと。ここには上げられへんことであ  
っても、そういうことで葛城市民のためにそういう判断をしたほうがいいんですよ、それはで

きる可能性ありますけれども、そんなこともなくして、裁判も間違っていない、金払うのも間違っていない、ちょっと金という言い方は汚いですが、そうやって2,500万円払うのも間違っていない、こう言われたら私も賛成のしようがないですよ。ですから、市長の見解、当時の裁判どうやったんか。裁判に至るところで誤りとか過失があった、そういったことを含めて、一旦市民の皆様にもご迷惑かけた。その上でこうして今後和解をして、葛城市として一体としてやっていきましょう。こういうことがなかったら、私、前向いて進まんと思います。ちょっと市長の見解を聞かせてください。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** こちらのほうの内容というのはほとんど第17条決定の中に書いております。法的に、手続としてはやはり間違いであったということは認めております。ですので、その部分についてはお金を返さないということになっております。それで、手続上は間違いでありますけれども、その趣旨については議会の判断を新たに仰ぎなさいという内容が今回の第17条決定でございます。この文章を読ませていただいたらいいのかどうかちょっと分かりませんが、被控訴人は、前項の葛城市議会の承認が得られた場合は、控訴人控の郷に対し、移転補償金（追加分）として2,500万円を支払うという記載になっております。その上のほうに書いてあります文章といたしましては、被控訴人が控訴人控の郷に対し障害者グループホーム施設の移転補償金（追加分）として2,500万円分を支出することの承認を、葛城市議会に求めるものであるという文章を入れられておりますので、その文章に沿った形で、前回、3月30日臨時会を開かせていただきまして、その中で議会の議決をいただいた上で、今回の予算案を提出させていただいているという手続を取っております。

以上でございます。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 人ごとですね。議会があとは決めてくれと、こういうことですね。そういうふうには裁判の第17条決定が書いてあるから、それに基づいて議決しようが議決しまいがどちらでも結構ですよ。私はこうやって議案を提出する以上は、何とか通してほしいという思いを持って提案されているものと思って、こうやって審議を一生懸命していますけれども、そういう答弁しかいただけないのであれば、私はこの費用に関しては支出できないというふうに判断いたしますので、後ほど修正案を提出させていただきたいと思います。

**増田委員長** もう一度確認を市長にしますけれども、先ほど梨本委員がおっしゃられた、必要性があるので市長から議会に対してこの2,500万円の必要性をご承認いただきたいという、そういう考えでご提出されているというふうに認識しているんですけども、再度その件に関しましてご答弁をお願いします。

阿古市長。

**阿古市長** 第17条決定の文章を読ませていただきましたけれども、意思といたしまして、今回の第17条決定を受け入れるかどうかの、議会に判断を仰いだということは、総合的な判断としてこれを受け入れる可能性が非常に高いのではないかと、受け入れられてもいいのではないかとこのに基づいての判断をしております。と申しますのが、第17条決定の、その当時の項目は

何になっておりましたですか。第1回の臨時会においては民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定について議決をいただいたわけですが、そのときの説明をさせていただいた内容を読ませていただいてもよろしいですか。

**増田委員長** はい。

**阿古市長** 今回、葛城市がこの第17条決定を受け入れる理由としては、今回の民事調停法第17条決定の中で違法な公金の支出によると記載をされ、この第17条の決定に従うということで住民監査請求の勧告の1つが解決されることになると考えて判断しております。これまで示された和解案のように、大阪高等裁判所で行われているほかの民事部での訴訟に関する事項がなく、大阪高等裁判所第13民事部の訴訟2,500万円に関する部分だけを決定したものであり、管轄内のみになっている点がこれまでのような和解案ではなく、市にとって正当な評価ができるものであると伺っております。仮に今回の決定を受けずに訴訟を続けることで、裁判を続け、大阪高等裁判所の判決を受けることにした場合、最高裁判所まで継続する可能性や、大阪高等裁判所で行われている2,500万円の関連訴訟で、現在、奈良地方裁判所で行われている、柘の郷が葛城市土地開発公社に対し起こした補償金支払請求事件の訴訟はこのまま継続して続けられることも予想されることから、訴訟にかかる時間も費用も必要となることも想定されます。一方で、この決定を受け入れることで、2,500万円が高等裁判所と奈良地方裁判所で二重訴訟として請求されているもので、奈良地方裁判所の訴訟が取り下げられることになると聞いております。

次に、第17条決定の文書の第3項の中で、移転補償金（追加分）という形で予算計上して支出できる根拠としては、議決後にその2,500万円を支出すると記載されております。この記載の考え方は、市としては違法な手続で支出したものではあるが、改めての措置として柘の郷に対して移転補償金の追加分を支給することの承認を議会に求めるものとしており、住民監査請求の勧告としては解決されることから、この決定に従ってもよいのではないかという意見を弁護士からもいただいております。また、訴訟を担当する弁護士からは、加えて議会の議決という正式な手続を経て、柘の郷に移転補償金（追加分）という形で支出する形が取れるのであれば、この決定を受け入れることは妥当であるという意見もいただいております。今回の第17条決定の内容や現在の訴訟の状況などを、訴訟を担当する弁護士と市で相談した結果、市としては第17条決定に異議の申立てをしないという判断をいたしまして、3月30日に第17条決定に関する受諾の議案を提出させていただいたわけでございます。

委員ご指摘の問題、様々あります。ただ、行政としての判断は、手続上はやはり問題があったという結論を持っております。ですので、当然、その手続上の問題のあったものについての解決金はいただいた上で、移転補償として2,500万円が妥当だと判断されればその支出をするという意味を込めまして、総合的な判断の中で今回の議案を提出させていただいたわけでございます。もうかなり年数もたっております。この議論というのは市民皆様方を巻き込んでの大きな議論でございましたが、もうそろそろ葛城市といたしまして前向きな議論をしていきたいなと考えております。いろんな問題を抱えながらも、その1つ1つを正しい形

にできるようにという努力はずっとしてきたつもりでございますが、年数から考えますとそろそろお互いが歩み寄る、1つのきっかけになるのではないかなという思いがございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

**増田委員長** ちょっとニュアンスが違うのもう一度ちょっと確認だけ私からさせていただきますけれども、調停による決定によって出しているというふうに聞こえたのもう一度確認しますが、この2,500万円の支出に関して、市長のほうが必要があると、支出するべきであるという判断の下に今回の予算計上を議案として提出されたというふうに私は理解をしているんですけども、それで間違いございませんね。

阿古市長。

**阿古市長** 改めてまた更につけ加える形になると思いますが、前回3月30日の臨時会でも申し上げましたように、これまで市民の皆様からいただいた意見や議員の皆様方からも様々な意見を頂戴いたしました。その中で、議会全員協議会や委員会協議会の席で様々な説明もさせていただき、そしてご意見もいただいたところがございますが、その中で総合的な判断として第17条決定に異議の申立てをしないという議案を提出させていただきまして、議員のご理解をいただいたところがございます。議員の皆様も同じと思うんですが、私は、この葛城市は更に活力あふれたまちづくりを進めていきたいとの考えで、今回のこの第17条決定に基づいて補正予算案を提出させていただきました。この案につきましては、理事者としては最終的に議会の議決をいただくというのが、もうこれはシステム上のことでございますので、理事者としては議案を提出する、その判断を仰ぐのは当然でございますけれども、当然、議案を提出するということは、その意思があるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**増田委員長** わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** よろしく申し上げます。ちょっと梨本委員、それから委員長のお話しにも触れますので、それをちょっと踏まえた上で重複するところもあるかもわかりませんが、ぜひともお答えいただきたいと。

まず、これは予算特別委員会なので、私たち委員の役割ではこの予算を審査するというのがまず大前提なんです。今、梨本委員、谷原委員から過去のいろいろ細かいことをちょっとお話がございまして、それも必要だと思うんですけども、それよりも根本的に私、この委員会で判断するに至る材料についてまだ不足していると思いますので、それについて2点あります。2点をお伺いしますので、お答えいただきたいと思います。

まず1点目、その前に私の立ち位置をちょっとご説明しておきますけれども、私、当初より、この道の駅に関するところは、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会に入っていないで、一定の距離は置かせてもらっていたんです、あえて。いろんな意見を拝聴する

中で、いろんな方がおいでになって答弁されました。ただ、それはつじつま合わないこと、宣誓もされているのにつじつまが合わないこともいっぱいありました。でも、それをどう判断するか、我々は捜査権も何もありませんので、ジャッジ、正確なところができないんですよ。だから、そのところは、そういうこともあって私はちょっと、どっちがどっちか分からんという立場で話は聞かせていただいていたいました。

そういうこともあって、これ私、議員になって一番最初の年の一般質問です。当初、平成30年6月議会で言おうとしたら時間切れになって言えなかったんですけど、それを最終的に9月議会で、道の駅の、しあわせの森のところの質問に関して言った中で最後にお願いしたんですけども、こう言いました。葛城市も、17年前の合併時には困難な作業を通して将来の夢を見た市民の皆さん、行政職員さん、議員がほとんどだったと思います。それが今はどうでしょう。行政職員の皆さん、そして議員の我々、今、この葛城市の現状は子どもたちや当時の市の将来を夢見た人たちに胸を張れる姿でしょうか。ここでちょっと私、引き合いに出したある行政の名前が入るんですけども、その市のように、自分の思いを行政の施策に託して、思いを寄せる子どもが、この葛城市には果たして何人いるんでしょうか。そのような政治が実現できていますか。いつまでも特定の問題にかまけていては取り返しがつかなくなります。そういうことは、そろそろ終わりにして未来を語りませんか。職員さんが自分の仕事に誇りとやりがいを持って、市民に寄り添える存在になれる市になってほしいと私は思っております、こういうふうに申し上げました。ですから、いつまでもこういう過去のことをああでもない、こうでもない。さっきも言ったように我々、捜査権がないので詳しい本当のところは分からないんです。そこをこうやったところで市にとってプラスのお金が入ってくるわけでもないし、だからそんなのよりもどう活用していくかをやってみませんかということ当初から言っていました。それが最初の私のスタンス。今もそれは変わっておりません。それを踏まえて今回の予算特別委員会でこういう議決に対して出てまいりましたので、2つお聞きしたいんです。

まず1つ目、今回の第17条決定の中の、これは、第17条決定というのは、私も調べましたら、判決に近い効力があるということで、最初の説明でもそんなことをおっしゃっていたのかな。ということは、この第17条決定に基づいた審議を我々はしないといけない、今。それができているかというところをまず言います。その中で1つ気になるところ、この資料の3ページ、項目3のところ。先ほど市長がこの決定に至ったところの説明をいただいた、読み上げられたその1つ上なんです。3ページ一番上です。そうした点を総合的に判断し、控訴人山下及び控訴人生野が上記のとおり「けじめ」をつけた上での改めての措置としてと書かれている。この「けじめ」というのは、主文1の被控訴人に謝罪するを指すというふうになっているわけなんです。ここで聞きたいのは、この控訴人からの謝罪はあったんですか。あったのであれば、いつどこで、どのような形で行われたか。その報告がないと、これ、審査できない。これがあって初めて、我々審査に入れるわけなんです。その前提の説明が今、全然もらえていないというのは、もしかしたら総務建設常任委員会のほうで説明されたのかもわかりません。ちょっと私、そうであれば聞いていないんですけど、まずそこを教えてく

ださい。それを我々、知らないで、それがあって初めてこの審査ができるんです。そこに入る審査の前提のところの説明がないので、それをまず知りたい。これが1つ目。

2点目。これが今さっき言った梨本委員と増田委員長の関連するところでございます。これまで市はいろいろ係争に当たって、かつての副市長もいろんな答弁、委員会であったり本会議でもいろいろされてきました。基本的に市としては訴訟に勝つという表現も何回か使われております。議事録に残っております。そういう形で、やっぱりこの裁判に対して勝つんやという姿勢で来られたんです。ところが、1審には勝ちました、確かに。奈良地方裁判所1審勝っているけども、今こういう形で和解案をのむと。当初おっしゃっていたこととやっぱり違う形になっているんです。前回の3月もそうですし、今も市長からその判断に至ったご説明はいただきました。でも、私、それで腑に落ちないんです。納得できないんです。判断に至ったのは分かります。裁判所のこういう和解案というのもある程度の強制力があるのも分かります。システム上のことでこれに従わんとあかんというの、それも分かります。でも、でもですよ、これだけ長い間、時間かけて、費用と職員の労力を投入しているわけです。それについてやはり長としての責任があるんじゃないかと私は思うんです。それに対しての、責任に対しての説明と、それらを踏まえた上で議会に対してこれを通していただきたい、認めていただきたいというところのお願いのところがないかなと。前市長と元副市長に対して違法な公金支出、それを争点にされてきました。そしたら今、これまで5年もかけてやってきたことに対して、それが実を結ばなかったら、その責任は誰が取るんですか。そこは認めてもらわんと駄目やと思う。そうせんと、この委員会も、ほかの方は分かりませんが、私はそこがまず一番必要かなと思うんです。だから、その本当に市長の思いとして、これまでやってきたこと、これは最終的にトップが、首長が旗振ったから皆さんついていかれたんです。いろんな方巻き込んで、議会も当然、それに巻き込まれました。巻き込まれたという表現をあえてします。それによっていろんな無駄な対立も、時間も費やしました。でも、本来それがなかったら、もっとその時間、お金を有効活用できたと思うんです。やはり少なくともそれに対してのある程度の責任感というのは、こうやったという自分なりの採点というか評価をしていただいた上で、議会に対して過去はこうやったけども、今回どうしてもこれをやって、葛城市の将来のために前向いて進んでいきたいので認めてほしいと、そういうお願いをしていただきたいんです。いただきましたかというのはまだ分かりませんが、もしも。もしないと、この委員会で私も判断できないんですよ。というか、それがないと、判断したいんです。当然要るの分かってはいるけども。だから、ただそこが引かかるんです、2点。その説明をちょっとお願いできますか。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本委員のご質問、第17条決定の3ページの上の部分、控訴人（前市長）及び控訴人（元副市長）の、上記のとおり「けじめ」をつけた上での改めての措置が謝罪に係っている部分かどうなのかということについてご説明をさせて……。

**奥本委員** 違います。

**高垣企画部長** 違いますか。謝罪の……。

**奥本委員** それが具体的にいつどこでどのようにされたか。

**高垣企画部長** されたかということですね、分かりました。それについて説明させていただきます。

まず、今回の第17条決定が、お手元にある資料にありますように、4月2日付でいずれからも異議が出なかったことで、この決定が確定しておることになっておることが、和解と同じ効力が発生しておるという状況になっておるのは先ほども説明いたしております。そのような中で、控訴人の2人、前市長と元副市長が謝罪するという事に合意していることになると。ここに文章、謝罪するとなっておりますのが、謝罪することに合意したということになると、担当する弁護士より聞いております。実際に控訴人らが議会等の公式の場、例えばなんですけど、において謝罪を行うことをこの文書が意味しているのではなく、今回の第17条決定が4月2日付でいずれからも異議が出なかったことによりこの決定が確定したことによって、この書面が控訴人の2人が謝罪を行ったことになると、これは法律上そうすると弁護士より聞いております。そのような形で、謝ったことになるとということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** 1点目はそういうことですね。2点目。

阿古市長。

**阿古市長** 先ほど答えた内容がそのままなんですけども、もう一度申し上げるほうがよろしいんでしょうか。これ、当初、住民監査請求を起こされた中での監査委員からの報告に基づいての訴訟を事務上させていただいております。非常に時間をかけながら丁寧にさせていただいたという思いがございます。その当時の議員の皆様方も、多分意見としては2つ大きく違う意見であったのかなと。その中で時間をかけながら、事実確認もしながら進ませていただけたという思いがございます。ですので、今回の判決の文書の中にも出てくるのは、やはり事務としては違法であるという内容の文章が入っておりますので、行政の判断として、その当時の事務上の間違いはなかったのかなと、訴訟に対する事務上の間違いはなかったのかなという思いでございます。

それで今回、地方裁判所の場合はその部分で終わっていたわけなんですけども、今回の高等裁判所のこの第17条決定には更に踏み込んだ内容になっておるように理解しております。事務上はやはり違法であったと。ただ、新たにそれが違法でないやり方で、これは追加補償という名称になっておりますが、2,500万円を支出できる事務が取れるのであれば、そういう形もという内容でございますので、ですので、その当時の、やはり行政としては皆さん方の意見を頂戴しながら、法律の判断上は間違いな訴訟の事務であったという理解をしております。今回の高等裁判所のこの第17条決定の内容についても、事務としては間違っていましたよということが明記されておりますので、お金は返しなさいという表現をいただいておりますので、間違いはないのかなと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず最初のところで、これを読む限り、私は謝ってもらったもんやと、それを踏まえてこれに提案されているんやと思ってたんですけども、いや、話聞くと全然違いますよね。もしこれで何の謝罪もなかって、もうこのままいくんですか。それはちょっとおかしいのと違いますか。やはりこのところの解釈、ちょっとそういう説明も全然なかったしね。それがあって初めて議会でこれ、審議できるんやと思う。予算特別委員会でこれ、審査できる話やと私は思うんですよ。だから、それであればまだ審議に入るまでのところの準備がまだ不十分なような気がします。

それから、市長のご意見、やっぱりずれてます。どうも我々の意識と感覚が全く違いますね。市民の方とも多分違うと思いますよ。一部、市長を応援されている方はそれでいいんかもしれませんけど、そうじゃないんですよ。行政の判断は間違いがなかった、そう言うのであればそれでいいんです。ただ、何回も言うように、ここまで時間と費用、職員の労力、議会での審議時間かけてやっています。その結果がこういう形になりました。少なくともそれに対しての、ここまで旗振って突き進んだ首長としての責任に対してどうお考えか、その意見を聞いたかったんですけども、もうこれ何ぼ言っても駄目ですよ。だから、この2つないと私、この判断に入れなくて、いい悪いも含めて。だから、そういう意味ではちょっとこの議案提出されていますけれども、その準備が不足しているんかなという気はします。もうこれで結構です。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 上記のとおり「けじめ」をつけた上でのところですけども、文書として裁判所、法令的な文書としては、けじめをつけてから提案しなさいというわけではないと、それはもう確認させていただきました。日本語的に違うんじゃないのという感覚も分かるのは分かるんですけども、ただ、裁判所の文章的には、つけてからやりなさいという意味ではないというのは法令的な判断のようですので、そこについてはけじめをつけてもらってからの提案というわけではないというふうな確認をさせていただいております。

(発言する者あり)

**増田委員長** いや、まあこの文章の確認を副市長はしていただいたということですよ。

谷原委員。

**谷原委員** 私ちょっと今の議論でびっくりしたんですけども、2ページの主文のところの1にこうあるわけですよ。上から5行目ですか。その間の事情等につき葛城市議会に報告し明示的な承認を得る手続を取ることなく既存の予算の一部を流用して支出したものであり違法な公金支出であるとの指摘を受けたことについては、これを受け入れ、被控訴人に謝罪するとあるんですよ。それを捉えて次のページの、上記のとおり「けじめ」をつけた上での改めての措置としての2,500万円。素直に読むと、この3だけじゃないんです。1がちゃんとあって、謝罪すると。その上記の「けじめ」とあるわけですから、これもう法的な文章としてどうのこうの言われても、そらそうなんかと。でも、我々議員として、市民の方もこれを素直に読んで、ちょっとそうは受け取れない。謝罪しなくてもいいんですよ。謝罪すると書いてあったけど、これはお互いに和解入れたらなくていいんですよ。法的にそうですと。じゃ

あもつとそこは説明していただかないと、これは大きな判断材料だったと思うんですよ、ここも、確かなところで。気持ちの問題って大きいですから、お金の問題だけでなく、本当に当時の市長、副市長が実際違法だというふうに、この和解の決定出てて、違法だということについて当時の方々がどういう思いだったかということも含めて謝罪を受け入れるということがあれば納得する部分は結構あったと思うんですけども、ちょっとこれは改めて謝罪すると書いてあるんですけど、これはなしなんですか。もう一回、これも法的になしなんですか。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** これを作ったのは裁判所ですので、解釈は裁判所にあるものだと思っております。気持ちのところは私もよく理解できる場所があります。ただ、裁判所、法令的な文章として、謝罪してからというわけではないと。ですので、謝罪を先にせえと我々が命令するわけにもいかないですし、それからじゃないと提案できないというわけでもないということもご理解いただきたいと思えます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 謝罪はすることにはなっているんですか。これだけちょっとお聞きします。今じゃなくて後でも別に構わないけど、することにはなっているんですか。ちょっとこのことだけ。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 私の理解としては、この文章自体がまずは謝罪になっているというふうに理解というか説明を受けていますが、その上で実際の場で謝罪をするかどうかというのは別、ご本人たちのご判断でされる場合もあるでしょうし、されない場合もあるかとは思いますが、されないからといってしろというような命令権もないこともちょっとご理解はいただきたいと思えます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

**柴田委員** ちょっと確認させていただきたいんですけども、この補正予算を私たちが承認しても承認しなくてもこの裁判は終わるということですよ。この高等裁判所に関しては終わることですよ。

それと、2,500万円の歳入と歳出なんですけど、これは書面上だけということですよ。お金が実際に動くということではないですよ。その辺りを。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 高等裁判所の市と公社のだけでいいかと、終わります。ただ一方で、公社と社会福祉法人との関係での関連訴訟は行っておりますので、この2,500万円が支払われない場合は公社のほうが継続されることとなりますので、実質的には継続みたいな感じになると思えます。

実際にお金の流れですけども、書面上だけといたら書面上だけになります。2,500万円が実際に動いて返ってくるというわけではなくて、相殺という形にしようとは思っております。

**増田委員長** 柴田委員。

**柴田委員** 分かりました。私としては、先ほど奥本委員がおっしゃったように、市長の長としての責任ということもありますけれども、やはりもともとのこれが起こった原因である山下前市長と生野元副市長には、やはり責任を取っていただきたいという気持ちが私の中にはあります。ということで、お金が書面上だけで動くということに対しても、私はちょっと、すごく違和感もありますし、ちゃんとした形のある責任を取ってほしいなというふうに私自身は思っておりますので、また意見だけでお願いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 今日あまりしゃべらんとこうかなと思ってましてんけど、何か前、議決、第17条のやつで、みんなで議決をして、こういうところになって、予算特別委員会でもた何かこう蒸し返してというところにすごく僕は違和感を感じてます、正直なところ言うたらね。2,500万円、そしたらこれ、予算認めんかったら、前のときにはっきり言って、この2,500万円を支払うということで議決をしたわけですよ、これ。はっきり言うて。いや、被控訴人は、前項の葛城市議会の承認が得られた場合は、控訴人控の郷に対し、移転補償金として2,500万円を支払うってなってますやんか。これが得られなかったら、ほんだらこれ、どうなるんですかということなんですよ。それやったら判決でいったらいい。そのときに反対しといたらよろしいねん。判決ですよ、こんなのは言ったらもう。和解をしようと思っただけのこの第17条の話やのに。それ、納得できると思いますか、そんなんで。

(発言する者あり)

**西川委員** もう討議しやん……。しゃべらんとこう思ってましてんけどね。あまりにも何か、言うてる裏腹なことが出てきてるのが、僕はちょっと何か違和感を感じてるということなんですよ。和解して、これから葛城市、未来に向かって進めていこうよという話で、前もお話しさせてもらいましたし、これが結局そうやって、この2,500万円、予算での話やから、支出せえへん、するせえへん。僕としたら、これはもう和解やからこの2,500万円でここの移転補償金というのがありますけど、これは、名目は分かりませんよ、そこを突っ込んだらいろいろ出てくると思いますわ。分かりませんもん、こんな。せやけど、これが和解の文書として葛城市、ここの第17条決定で書かれている。それで、ここでまた蒸し返して、どういうふうに前へ進めていこうとするんですか。分からへんですよ。

**増田委員長** 質疑内容を整理していただけますか。

**西川委員** 質疑、ごめんなさい。ちょっと盛り上がって、質疑はちょっとごめんなさい、意見だけです。

**増田委員長** 先ほど、委員から予算修正案の動議を提出する旨のお話がありました。委員会における修正動議につきましては、修正案の添付があれば委員1人の提出で成立することになります。修正動議が委員長宛てに提出された場合につきましては、一般会計補正予算についての全ての質疑が終了した後に、本修正案を議題とし、本修正案について委員会として審査させていただくこととなりますので、ご承知おきを願います。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** ここで2,500万円の予算支出に反対するという、こういうことであれば、これ、そもそも論の話になるんですけども、民事調停法第17条、この和解案に対して、出たときに受け入れますか、受け入れませんかというときに、議会で承認を求められたときに、反対、否決をすべきであったと、このように思います。そのまま訴訟を続けて2,500万円を取るというのであれば、訴訟を続けるべきであったのかなと……。

**増田委員長** 質疑ですよ。

(「議員間討議じゃない」の声あり)

**松林委員** 私はそういうふうに思うわけでありまして、これ、やっぱり早期解決、紛糾回避ということであれば、やはりこの和解案をすんなりのんで円満解決するという方向が私は一番、市民にとってもいいのではないかと私には思います。

**増田委員長** 今、質疑です。討論じゃないので。

**松林委員** 意見だけ。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 僕もあまり今日はあれかと思ってたんですが、立場は一応、僕は最初から、もうこの裁判、やめときましようと言ってた立場なので、皆さんの気持ちは分かります。皆さんの気持ちは分かるんですけども、やっぱり流れとしては最終、最後に僕は判断させていただきたいと思っておりますので、それだけちょっと今日は言いたいと思います。もう皆さんの気持ち、分かりました。僕、最初はもうこの裁判やめといってくれと言って始めて、奥本委員おっしゃるみたいに勝ちますから行きますと。なら行ってくださいと言われて、梨本委員おっしゃるみたいに、あれよあれよと今に至ると。僕、その間もあまりしゃべってなかったですけど、もう最終、最後に、もうそれは誰がどうかというのは最終、最後でいいと思ってるので、そのときに僕は発言させてもらいたいと思います。

質疑といたしましては、ちょっと子育ての支援金のほう、ちょっと今、余裕かましてはるから部長に聞きたいんですけども、1つちょっと言い漏れてると思うんですけど、これ今、臨時会じゃないですか。ほんで6月15日からまた議会始まるでしょう。ほんで今、お聞きしたら、細かいことは前と同じような感じなんですぐらいの答弁じゃないですか。でも、これ今、ここの臨時会で先もってやればどれだけ早くなって、6月中に給付できますみたいな、頑張りますとかじゃなくて、これ6月定例会でよかったんじゃないのじゃなくて、もっと早くやるためにはここで、臨時会でやらせてもらいますという説明がちょっと足らんと思うので、これはもう、それだけちゃんと説明してください。本当はこの臨時会、ないかもわからんわけじゃないですか、基本的には。ちょっとそこだけ、ちょっと裁判のことで盛り上がってるんですけど、ちょっと一回、ずっと気になってたので、答弁お願いします。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。説明をさせていただきます。

先ほどの説明の中でちょっとさらっと言い過ぎてしまいまして、申し訳ございません。今

回、支給に向けての、先ほど申しましたのは、支給に向けての速やかな事務手続の実施と、及び議会議決の観点から今臨時会に上げさせていただいたということでございまして、もちろん速やかな実施でございますので、機械処理等も含め、また今回の分につきましても相手が要らないんですという意思表示の期間もございます。全てをひっくるめて前もって着々と準備をしておくというところ、ございましたので。もう一つ、そして議会議決というところを、12市の中では専決という部分でなされるというところも半数ほどお伺いしている中で、そういったところも含めてしっかり早めにやればというところで予算を計上させていただいているというところでございます。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** ありがとうございます。ちょっとそれは専決をされるところもあると。ほんで、でもうちは早めにやっていくと。それも踏まえて早くできるようにやっていただきたいと思えます。

最後に、裁判の件に関しては、僕が議員になってからずっとこの問題が上がってしまっていて、皆さんおっしゃることも僕は重々分かりますし、先ほども申し上げましたけれども、僕はもうこれ、最初からやらんときましようと言ってたんですけども、今進んでいって、皆さんの気持ちは分からんでもないんですけども、やっぱり長きにわたって、僕が議員になったときからずっとやって、先ほど西川委員がおっしゃったみたいに、前向いていくためには、僕はもういち早く全て終わらせて、一番最後に僕はちょっと物しゃべりたいと思えます。だから、全ての裁判も長きにわたってやっていますけども、言いたいこといっぱいありますよ、僕。だいぶ我慢していますけども、取りあえず最後の最後までやって、葛城市、今、大きく道の駅ですごく、よそ行ってもあそこの土地、いいところに建ってるなどおっしゃって、前向いて行ってる話なので、できるだけご協力して、全て終わって、その全て終わった後に皆さんで、誰の責任とかそんな話になるかどうか分からないですけども、これは本当に勝ちなのか負けなのかさっぱり分からないです、僕、今。でも、理事者がおっしゃったのは、勝ちに行くとおっしゃったんですよ。だから僕はやりましょう、行きましょうとなったのに、今これ、勝ちなのか負けなのかさっぱり分からないです。お金なのか名誉なのか何なのかさっぱり分からん状態になっているので、先ほども言いましたけども、最後に僕はしゃべらせていただきたいと思えます。

以上です。

**増田委員長** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時30分

**増田委員長** 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

川村議長。

**川村議長** 午前中に今回、予算特別委員会、いろいろな委員の皆様からご意見、拝聴させていただきました。議会としましてちょっと私も気になる部分があったので、ちょっとその辺り

も助言という形で、そしてまた再確認という形で理事者のほうに意見を求めていきたいなど思っている点がございます。2つございます。

まず1点ですが、先ほど、議会に対して、もちろどこに対してというか、和解のいろいろな文面の中に、これまでご提案いただいた中に、今回の事務手続の不備につきましては、まず議会を通さなかったこと、今回の2,500万円という金額を、議会の議決を経ないで、何らかの操作によって、その当時の市長、副市長が手続を怠ったと。この点について議会に改めて議決を求める事案であるということはもちろん理解をしておりますが、その中で、謝罪、一定のけじめをつけるというフレーズが出てまいりました。やはり議会は当然、手続を踏まなかったことに対して謝罪を求めるという思いというのは非常に強くございます。第17条決定の中で今回受けることによって、それはどんな手続であれ、この内容についてそういった形に勝手になってしまうというような、さっき答弁がございましたけれども、やはり議会としましては、今回の当事者の方、理事者の方にはやっぱり謝罪を求めたいというふうに私は思っております。これはまだその手続がなされているのか、なされていないのかというところも不明確ですので、我々議会としましては、まずそこにつきまして理事者のほうに、将来的に謝罪の機会を求めたいというふうに思います。そこについて、それが可能なのか。それが実現できるのかということとはまた別としても、そういった申入れができるのかどうかというところら辺をちょっとご答弁いただきまして、将来的にはその方向で行っていただきたいというふうに思っております。

それから2点目でございますが、先ほど来、市長がいろいろと今回の上程に関して市長の思い、それから市長がこの大きな決断に至った理由を述べられました。議員の中には、この委員会の委員の皆様には、その辺は理解されるに当たって非常に温度差があったように思います。議会も今回のこの第17条決定に至る思いというのは、市民の皆様の血税をこれ以上裁判にかけていく、そういったことが本当に必要なかどうかということ、我々も財政上心配をさせていただきました。当然、この裁判の行方というのはほとんど知らない。和解勧告なんかの条文が出てきて初めて、裁判所が示されるような和解勧告または第17条決定の内容を見て、そこについて理事者のほうに質疑をして分かった部分というのはあるんですが、梨本委員が先ほどおっしゃったみたいに、ほとんど分からない中で、理事者のほうは非常にたくさん情報の中で決断をされた。このかかった年数というものは5年かかっているわけです。ですので、議会としましては、これを議会が決断していくということは、これは手続上そうかもしれませんが、やはりこの経緯に至った大きな要因というのは理事者のほうが持つておられると思いますので、我々も非常にこの件に関しては市民の皆様とのほごまでどうすべきかなということを散々考えてまいりましたので、改めて理事者のほうからこの決断に至った思いというものを、少し、感情論ではないんですが、議会としては市長の選択がどれほど大きなものであったかということを確認したいというふうな思いであったように思いますので、この辺りの、先ほどの1番目の質問と今のこの問題につきまして、理事者のほうの考え方というのを再度確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

増田委員長 溝尾副市长。

溝尾副市长 1点目、私のほうからお答えさせていただきます。

この文書に書いているのは、先ほど申し上げたとおりではあるんですけども、謝罪の申入れについては検討していきたいとは思っております。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。もうこの議論はここ数か月させていただいております。その中で、市民の皆様方からも、議員の皆様方からもいろんなご意見をいただき、いろいろと考えさせていただきました。その中で、第13民事部、高等裁判所からの和解案、それとはまた違う形での第17条決定案という形で検討を重ねてきました。その中で、この5年の月日の長さの中でいろんなことが、状況も変わってきたこともありますし、いろんな判断を迫られる部分が個々にあったと思います。その中で今回、この高等裁判所の第17条決定を受けさせていただけたということは深く議員皆様方のご理解をいただけたものやと思っております。その部分におきまして、私も苦渋の決断をさせていただいて、本議案を上程させていただきました。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 最後のところに関わっての質問になると思うんですけど、今、市長が答弁されたことに関わることになると思うんですが、まず最初に確認ですけど、午前中の議論の中で、私は本補正予算として2,500万円の支出が追加の移転補償名目であったために、このことについて朝、細かく聞きました。これが裁判で係争された、先ほどあったように法令改善に伴う、1棟から2棟になることについての改善に関することなのかということを知ったら、これは違うと。それは第17条決定の中にもあるように違法だという認識を市としては持っているのかどうかというのをちょっと確かめたいんです。つまり、この第17条決定について、先ほどあったように、これは第17条決定の和解の文言をそのままこの補正予算の説明として、この文言を使っているというふうに私は受け取ったんです。それでいいのかどうか。つまり、契約上も、過去の流れから言うと、契約上も葛城市との契約で変更契約のない契約を基に追加移転補償金が増えられたこと、そしてその追加移転補償金も、実は土地開発公社の中ではしっかりと見込まれた、算定されている、法令改善も算定された費用で払われていたこと、そのことについては奈良地方裁判所も全部事実として認定しているし、葛城市も主張してきたことだと思うんです。だから、その内容における追加の移転補償金ではないですね。つまり、僕が答弁で聞いたのは、第17条決定の中の文言がそうなっているから、その文言として最終的に和解に向かうための文言としてこうあるだけだという理解でいいですね。

というのは、我々は裁判所が違法だとされたこととか、住民監査請求とか、あるいは監査委員の監査勧告とか、そういう中身に基づいて進んできているわけです。それを全部覆すんですかということですよ。なぜこれ、違法であるとして2,500万円の返金をしなさいという

ふうになったのかというその根拠が、決定では、実は議会での明示的な説明とか承認がなかった、流用とかそういうことも含めて書いてあるから、でも、ここは非常に大事だと僕は思ってるんです。なぜかという、この発端は住民監査請求から始まりました。住民から始まったんですよ。住民の前は何かいうたら、不正な事務手続があったと、そういう認識をして監査請求を起し、監査委員の方も監査の結果それを認めて裁判になり、葛城市はその立場で主張してきたわけでしょう。ところが、その同じ文言でここに歳出として、説明として追加の移転補償と出てきているから、これは裁判所も、奈良地方裁判所の判決でもそうじゃないよと、それは間違いですよ、違法ですよと言ったことと同じ文言があるから、私、朝何度も聞いたんです。その答えとして、いやこれは第17条決定の文言として出していると。だから、これまでの契約とか法令改善とかそういうものじゃないんですというご答弁だったと思うんです、朝ね。それでいいですねと。つまり、今、葛城市がこの2,500万円の歳出を提案するに当たって、これは、追加の移転補償というのはいわゆる法令改善のために1棟から2棟にするということについての追加の移転補償ではないですねと。あるいは産業廃棄物についての追加の移転補償じゃないですね。そういう認識を葛城市は持って提案されていますねということをお聞きしたいんです。でないと、これが同じだとしたら、裁判所が違法だと言ったことを何で議会が追認できるんですか。だから僕は朝、そこを繰り返し聞いたわけです。そんなことをやってしまったら、全く議会は多数で違法なことも決めちゃうということになって具合が悪いから聞いてるんですね。ここちょっとお聞きしたい。だから第17条決定という決定が議会で議決されて、第17条決定の中にこの文言があると。この文言どおり使ったんですということですかと。ここもう一回聞きたいんです。今の葛城市はどう考えているかですよ、この追加の移転補償金について、この名目について。これが和解決定であるからこの文言を使ってやるんですと。一種解決金というのが、相手方からは解決金になってるから解決金なんだけど、相手との、相手というか高等裁判所の判断としてこういう名称で使っているというだけなのか、そこを明らかにしてもらわないと、ちょっと判断ができないんですよ。ちょっとそこをもう一回お聞きしたいと思います。

その上で最後市長に、これ、住民監査請求として住民の方がこれをやられたんですよ。議会がやったわけでもないし、監査委員の中から出てきたわけでもないんです。これはご存じのとおり、道の駅かつらぎ建設事業については建設において様々な不正があるとか、あるいは事業費が膨らむということについて市民から大きな批判があって大問題になりました。そのことがきっかけで、当時の市長から阿古市長が選ばれて、今日来たわけです。阿古市長は、私は非常に今でも立派によくやっておられると思いますけれども、行政の透明化を図るということで情報開示請求についてはできるだけ開示していくと。行政の都合が悪いことがあっても開示していく。これは今でもちゃんと方針守っておられるので立派だと思うんですが、それに基づいて、結局我が党の白石栄一元議員などが、その開示請求の中で、いろいろ出てきたわけです、この2,500万円についても。そこで改めて住民監査請求を行って、当時の監査委員の方もそれを受けて、それで市長に勧告を出して今日の裁判まで来ていると。勝訴するためというのは市の都合じゃないですよ。やっぱり住民監査請求の事実認定、監査委員

の勧告、そういうことに基づいて市政検討委員会においてもそういう判断でしたから。それに基づいて今日来たわけですから、これがこの追加の移転補償という名前になって、2,500万円と同じ金額になってるから。だから、これで認めるということになるとすれば、そこは市長として、総合的な判断としてこれでいくということなので、やっぱり住民監査請求を起こされた方々に対してどういうふうに思っておられるのか、この市政運営において。やっぱりここは、苦渋の決断というところがありましたけれども、私は今後の、将来の葛城市政が公正であるためにも、市長がどういうお考えかということをお聞きしておきたいと思います。ちょっと2点ほど。

**増田委員長** この文書、この文書というのは裁判所から出たこの文書の中に記載されている違法という言葉は何を指すのかという質問かなというふうに思うんです。先ほど副市長のほうから、議会の議決を経てないということの違法性についてのご指摘かなというふうに思うんですけれども、その辺のことを問うておられるのかなと思うんですけれども。

もう一度。

**谷原委員** そういうふうに書いてあるんです、今、委員長おっしゃったように。そういうふうに書いているから、議会で議決しなかったから再度この議会でそれを認めてあげましょうというふうになるんだったら、追加の移転補償金というのは、先ほど来から言っているような形で、つまり、1棟が2棟のものになるという、これは法令改善があったからそうなるということのために追加移転補償金が発生したということ、議会在もう一回それを認めて議決しましょうということなのかなと。そうすると、先ほど来から言っているように、奈良地方裁判所の判決文を私、見ましたけれど、事実認定として当時の土地開発公社はちゃんとそれを見込んだ上で1億4,168万円の補償金額を算定していると。つまり裁判所が事実認定しているわけです。それをもってこの2,500万円は違法ですという判決が出てるものだから、その判決が出て、私、読んだものだから、これが改めて2,500万円追加移転補償を議会が追認するということは、およそ司法がそういう判断、高等裁判所はまだ判断出てませんからね。高等裁判所の判断は出てないから、今出てる判断は奈良地方裁判所だけだから、そういう、違法だと裁判所が言ったものを我々がここで議決することはできないんじゃないかと思うから、朝から詳しく聞いてたんです。そしたら、どうもこれはそうではないというふうに聞こえたから。要は第17条決定と前文についていますから、第17条決定の文言としてこうだというふうなことなんだろうなと。だから、それで議会で認めてくれというのだったら筋は分かるんです。だからそこをちょっとどうなのかということをお聞きしているんです。

**増田委員長** 微妙に、先ほど副市長がおっしゃられた言葉をもう一度言うと、裁判所は違法でしょうと。議会の議決を経てないことに対して問題でしょうと言って、この中身に関してはなぜ追加補償が発生したかということに関しては言及していないということですよ。となれば、ここの議会の中で、何で2,500万円という理由、根拠が必要ですよねということをお聞きは今、お聞きになっているのかなと思うんです。そういうことですよ。それなしでいかんよね。

**谷原委員** その根拠が第17条決定にあるからということね。第17条決定にあるからこうなんだと。

**増田委員長** それは当然、裁判所の立場として違法ですよと言っておられるねんけども、議会はまた違う観点からこの支出の根拠というのをきちっとしときたいというご意見ですよ。

**谷原委員** まあそうです。

**増田委員長** もう一度、高垣部長、支出根拠ですよ。やっぱり支出に当たっては支出根拠が要る。法令改善という言葉と産業廃棄物の追加補償という言葉と2つ並んでるけども、どっちでもないというような根拠でこの2,500万円の追加補償というのはおかしいよねと。どちらなんですか。交渉ごとの中でのそういう根拠は破棄されてない、もしくは資料がないということなので、ご答弁はなかなか難しいと思うんですけども、予算特別委員会として根拠のない支出ということに対して判断しかねるねという委員からのお問合せですので、それに関係するご答弁をいただけたらありがたい。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** 午前中にも少しお話しさせていただいたことになるかと思いますが、高等裁判所の判決に近い、ほぼほぼ書証が、いろいろな証拠が出ている時点で、高等裁判所の判断ではないと言いましたが、判断の1つがこの第17条の決定だと思っております。高等裁判所は法をつかさどるところですので、この第17条決定の2,500万円の支出というのが違法というのはあり得ないと思っております、それは法が判断したところが出した文書なので。なので、この歳出が違法かどうかという、そもそも違法ではないという前提でお話しさせていただいています。

法令改善かどうなのか、我々が色をつけることはできないと思うんです、今の時点で。なぜならば、第17条決定上、そこまで書かれていないので。第17条決定の異議の申立てをしないということになりまして、第17条決定の内容の予算を出さしてもらわないといけないと思うんです。むしろそれじゃないと決定違反になると思いますので。ですので、我々としては移転補償金（追加分）としか言えないというふうに判断しております。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 午前中の答弁と同じで、私もそうだろうと思うんです。だから、追加移転補償金が、土地開発公社が算定した、それで奈良地方裁判所が違法だとされたものとは違うという認識でいいですよ。いいですよ。同じとも違うとも言えていないということなのかもわからんけれども、そんなことまで高等裁判所は触れていないということなのかもわからないけれども。だけど、まあ気色悪さは残りますよ。高等裁判所の判決、出てないし、そもそもその証拠についての、僕らは判決文も見えていないから。さっきから証拠を向こうが出した、向こうが出したと。こちらは証拠ないと言っているわけやから、そりゃ向こうは強いですわね、どんな証拠か分からない。どんな移転補償が足りないという算定になっているのか。それは2,500万円と符丁するから、2,500万円の分は恐らく追加移転補償金として払ってるんですよ、土地開発公社が、先ほどから何度も言うように。それ以外の何らかの事情の変化で発生したものが全く2,500万円と同じというのが、どうも私としては非常に納得しにくいことになっているなど。一番いいのは判決でちゃんと出してくれたら分かりやすったし、解決金みたい

な形でばんと出たら、それはもうやむを得ないんだなとは思うんですけど。

というのは、先ほど言いました、これはもうあと市長にお伺いするしかないんですが、これはやっぱり市民の方が、先ほど言ったように公正な市政をしてほしいと、やっぱり多くの不正があったということについて、これは大変なことですよ、住民監査請求を起こすというのは。5人の方が名を連ねて起こされて、それで一貫して傍聴も来られて関心を持っていただいている。新聞沙汰にも大きくなって、市民の関心も高くなってきたところなんです。それを今の時点でこういう形で収めていきましょうというふうに最終的に判断されましたので、それに当たっては、それは市長の行政的な判断があったと思いますけれども、市長は一方で、やっぱり市政のリーダーですので、またそのためにこれを、先ほど来あったように勝訴するというで引っ張ってこられたわけですから、ここで受けるに当たって、市民の方、住民監査請求を起こされた方に対して何かあるかなと思っていますので、ちょっとそれについてお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 何を問われているのかちょっと分かりにくいところがあるんですけども、その当時をちょっと振り返ってという話になってくるんやろうと思います。住民監査請求を起こされた方というのは純粋にやはり行政の事務手続が、非常に不手際が多い。その中で不正もあるのではないかとこのところからスタートされた話やったと思います。その中で、監査委員のほうでそれを調べていただくと、やはり事務手続上はおかしいものがあった。そして、行政内部でも、内部とは違いますが、諮問機関の中でいろいろ調べさせていただいてもやはり同じ結論がありましたので、これは、行政としては手続で動くものなんです。ですので、その手続の不備があるということはいろいろ議会でもご指摘いただいて、改善に向けて努力しているところではございますが、そういうことはやはりあってはいけないことではございますので、これは住民監査をされた、そして住民監査請求によって監査委員の皆さんのほうからこういう提起をいただきましたので、その手続に入らせていただいて、議会の議決をもって民事訴訟がスタートしたわけではございます。民事訴訟のことではございますので、当然1審、2審、3審制ではございますので、時間的には非常にかかるものではございます。ですので、当然その経費等もかかるわけですけども、それはある種、スタートをするときに覚悟しているべきものではございますので、その部分について私がどうであるということは述べる必要はないのかなと思います。ただ、1審の判決と、2審で和解案、和解案はちょっと問題が大き過ぎましたので、もうこれは無理ですよというお話をさせていただいたんですけども、第17条決定が出てきた。その中でやはり事実認定の部分で若干差異があったと理解しております。事務手続上の違法性という部分については1審も2審も同じ結論を持っていると私は理解しておりますが、ただ、そこに至る、民事ではございますので、これは刑事ではございませんので、民事上の手続を取るところの意思の部分について、高等裁判所の2審のところではかなり加味をされたのではないのかなという認識を持っております。

ですので、先ほど議長のほうからご質問いただいたときに苦渋の決断であると申し上げましたが、総合的に判断いたしまして、5年という歳月の中で、やはり葛城市のこれから向か

うべき方向を考えると、もう一定の皆さん方にご理解をいただいた上で結論を持つべきではないのかという判断をさせていただいたということでございます。住民監査請求をしていただいた皆様方には本当に、ある意味非常にご苦勞いただいたし、そのときはいろんな軋轢の中でその行為をしていただいたという思いがあります。そのことに関しましては、私は一定の感謝といたしますか、理解をしていたいと思います。その当時、議員をしていただいていた皆様にも、やはりいろんな悩みの中で、いろんな思いの中で決断をしていただいていた。それでそのときの行政と議会としての結論を持っていただいて、また今回、大きな行政としての判断と議会としての決断を求めたわけなんですけども、これからの葛城市を大切にしていきたいという思いが非常に強うございますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。市長の思いはそういう思いだということが分かりました。ただ、私が思うのは、やっぱり住民監査請求を起こされた方々は、大変こういう結果は残念に思われていることだと思います。今後の葛城市ということでもありますけれども、やはり発端は何だったのかと、何でここまで問題が大きくなり、5年間もこういうことにかかずらい、多額のお金を払ったのかと。それはそもそも道の駅かつらぎ建設事業の用地買収の在り方です。代替地、瑕疵のない土地を提供すると言いながら、産業廃棄物が埋まっている土地を新たに提供した。それから、土地買収が完成してないうちに工事が始まったり、オープン日が明らかにされることによって、それは相手方、非常に不愉快だったと思いますよ。やはり公共工事の在り方、進め方、用地買収と公共工事の在り方、こういうところのボタンがかけ違えて、それを糊塗するために多くの方が、職員の方々が架空工事なりに加担させられて、様々な処分も受けるというところまでになりました。これは、私は本当にその当時の行政の過失の改め方、改め方ですよ。これ、議会に隠してやったわけですよ。そのためにこんなに大きなことになったわけで、私はこの過失も含めて、過失でしゃあないんだから、議会にちゃんと説明して、ボタンのかけ違いを直すということ抜きに正しい行政はできなくて、結局大きな行政的負担を、あるいは議会も市民もかかるということになったわけで、私はこういうふうな反省をしっかりとやっぱり明らかに市民にすることも大事なことだろうと思うんです。ただ未来志向だけでは、やはり今後のことも考えても、私はそれだけではあかんと思いますので、ちょっとご意見だけ申し上げておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 先ほど市長のほうから苦渋の決断であるというお言葉をいただきましたので、相当この議会で、この場でも諮れないことも多数あるんだろうというふうには理解いたします。それをもって、やはり私はこの2,500万円の内容、谷原委員もおっしゃっていますように、ここに関してはやっぱりきちっと精査していかないことにはいけないのかなというふうにも思っております。これは、私は予算特別委員会の委員でございますが、総務建設常任委員会の委

員長でもございますので、その場で例えば協議会の中でもきちっとそういったところを出していただかないことには、またこれを本当に法令改善で認めてしまうとか、そういった用地買収の追加費用として認めてしまうと、ほかの事業にも影響するんですよ。そういったところまでやっぱり判断した上で、理事者のほうにはきちっとした議会对応、そして、私は先ほど修正案を出すとは言いましたが、そこまでせずともいいのかなというふうにも今は、市長がそういった、ご自身の中で判断されたということをきちっと名言されるのであれば、そういった部分もございます。ただ、本当にちょっと悩ましい、本当に悩ましいところです。本当にこの2,500万円をこのあやふやな内容で本当に賛否を出していいのかというところに関しては、まだまだ少し、ちょっと悩んでおりますが、一旦そういったことは理解いたしました。

その上でちょっとだけ、1つだけ、これ、もしあかんかったら予算特別委員長、止めていただきたいんですけども、市長は一貫して監査結果に基づいて、先ほど谷原委員もおっしゃっていましたが、監査結果に基づいて裁判という話をされているんですけど、市政検討委員会の答申も出ているわけですよ。ずっと市長の話を聞いていると、監査結果が出なかったら裁判しなかったんだぐらいの形に私は聞こえるんですけども、そうではなくて、市長の諮問委員会からの答申で既にこの違法性は認識されていたはずなんです。ですから、そういう言い方をされると、監査委員の答申に何か問題があったとか、いろんなところで、ご自身の責任において今回、これに関しても判断していただくというふうに私は理解していますので、そういうところに関してしっかりとやっていただきたい。

ここからがちょっとずれるかもしれないので止めていただいたらあれなんですけれども、市政検討委員会ですよ。これは予算特別委員会やからちょっとその話も、今回、予算、何で出てきてないねんと。3月で散々議論して削減したけれども、上げてほしいと。もっとちゃんとかういったことをやってほしいから、あのとき議会で散々議論したんじゃないですか。それが全く出てこない。私は今回出てくるのかなと、5月には総合戦略の、まあ言ってみたらあるわけですよ、5月末ぐらいに、毎年多分やっていらっしゃったと思うんですよ。地方創生の精査とかをやられるに当たって、どの予算を使われるのかなというのがありますので、ちょっと市政検討委員会の考え方についてだけこの場で、いや、もうこの間、議会から否決されたからもう一切その先は検討してないやということなのか、それとも、こういった事象も踏まえていろんなことを今後やっていこうと考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺り、聞き過ぎですか。

**増田委員長** いえいえ。

**梨本委員** 答えられる範囲でちょっとお願いいたします。

**増田委員長** 先日の予算特別委員会での私の記憶の中では、必要に応じて補正を組んでも市政検討委員会は運用しますよというふうなご答弁があったかなというふうなうっすら記憶にあるんですけども。質問に答えていただけますか、今後の市政検討委員会の在り方について。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** ちょっと市政検討委員会という言葉は置いておいて、補正予算をどうするか3月議会で

も様々なご意見をいただきまして、もっと柔軟に意見を聞けるふうにしたほうがいいんじゃないのと。これだけの案件とかじゃなくて、もっといろんな意見を聞ける場、予算ももっと増やしたらいいんじゃないのというようなご意見だったと思います。それで我々、今考えておまして、どういうふうにすれば、どういう品目でどういうふうにすれば様々な方からご意見いただける機会をつくれるのか、それが、委員会形式がいいのか、1人ずつ報償でやったらいいのかなど検討させていただいております。それについてまだ間に合っていないのは事実で、今回は計上させていただけていないんですけれども、現在検討しているところです。予算査定もしておりませんので、これ以上のことは深くは言えませんが、現在、前向きに検討しているというような状況でございます。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 承知いたしました。しっかりその辺、検討させていただいて、より議会の意見も十分に配慮した上でしっかりと使っていただけるような、これは市長が諮問しなかったら全く動かないんだということで、今回は私もきついことも何度も言わせていただきましたけれども、そうではなくて、まち全体、言ったら契約事務も含めた執行管理、いろんところで問題が起こってこないような形での第三者機関といいますか、そういった外の視点からのアドバイスをしっかりいただけるような、そういった形でつくり上げていただきたいと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時07分

再 開 午後2時09分

**増田委員長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 質疑ではありません。修正動議ということで修正案を提案したいと思います。委員会の場合、1人でもということですので、修正案を提案させていただきたいと思います。

**増田委員長** そしたら、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時09分

再 開 午後2時12分

**増田委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ちょっと聞きたいことというか、裁判に持って行って、裁判所が決めたことやからという思いで僕、聞いているんですけども、ほかの裁判も踏まえていろんなことがある中での決断やと思うんです、市長の中で。これ、もし否決されたらどうなるんですか、仮に。それはなぜかといったら、みんなもそうやと思う、僕だけかもわからないですけど、賛否取ると

きにやっぱりそれなりの覚悟が要るわけじゃないですか。そのリスクがある、否決されたらどうかこうとかいうんじゃないかと、否決されたらどういう流れになっていくんですか、これ。よしんば、仮に。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** ちょっと仮定の話なのでどこまで正確に言えるか分かりませんが、これがもしご議決いただけない場合は2,500万円支払えないことになります。ただ、2,500万円の歳入は第17条決定のとおり、それとは別で、訴訟のことで言うと、この第13民事部の訴訟は、終結はもうしておりますので、終結という言い方が正しいかどうか分かりませんが、確定しております。関連訴訟である土地開発公社の訴訟は継続することになります。土地開発公社のほうを前提として、社会福祉法人からの2,500万円の話が解決すれば、土地開発公社のほうも取り下げるとい話をいただいておりますので。続くのであれば、まだ地方裁判所の話ですので、地方裁判所からどういう判決になるか分かりませんが、場合によっては高等裁判所に行ったり最高裁判所に行ったり、そうすると時間も多分数年とか、お金も1,000万円とか、それぐらいの費用は発生することが想定されます。それぐらいで大丈夫ですか。

**杉本副委員長** ありがとうございます。いいですよ。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

**柴田委員** それに関連して、否決された場合、この第17条決定によると、控訴人が2,500万円を3者で、内部で相談して、内訳は分からないですけど、葛城市に支払うというのが書いてあるんですけど、そのとおりでいいでしょうか。

**増田委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。ただいまの柴田委員のご質問のとおりでございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑がないようですので、令和4年度一般会計補正予算(第1号)についての質疑を終結いたします。

この際、谷原委員から本案に対し修正案が提出をされておりますので、谷原委員から趣旨の説明を求めます。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の修正案について提案し、説明させていただきます。

第1条第1項中、1億427万7,000円を7,927万7,000円に、165億8,809万7,000円を165億6,309万7,000円に改めると。第1条第2項第1表を次のとおり修正するというので、修正につきましては、次の修正前におきまして、20款諸収入の3項雑入のところなんです。ここに補正額として2,500万円入ってくるようになっております。先ほど柴田委員が発言されましたように、相手方が3人で2,500万円を協議して支払うということになっているわけですけども、その部分の補正2,500万円がありますが、その歳出のほう、この間ずっと議論してま

いました総務管理費の中で補正額が2,543万8,000円と補正額出ておりますけれども、これについては相手方に、先ほどから話がありました第17条決定に伴って相手方に支払うものがあります。

修正後ですけれども、諸収入については、相手方のほうから2,500万円いただく分がゼロになっております。この理由については、いただかないということではなくて、下の2,500万円を相手方に渡さなければ、相手方は3人の中でお金の分配割合について恐らく裁判になるだろうと思います。そうすれば非常に長期化するので、ここで歳入として入れておくのは、2,500万円をあえて渡せば比較的簡単にそのお金は2,500万円入で返ってくると思いますけど、そうは考えられませんので、取りあえず両方ともこの予算の案としては削除しておりますが、決定そのものをほごにするということではございません。2,500万円を相手からいただかないというわけではなくて、相手方が今年度中にこれが払えるかどうかまだ見込みが立たないので、改めてそれについては補正をすればいいと考えております。

事項別説明については次のページにあるとおりです。歳入については民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う解決金ということですが、これについては先ほど述べましたように、これを減額するということになります。歳出についても、これについても同様の民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金（追加分）ということになります。

修正案提案の理由でありますけれども、この歳入歳出につきましては朝から委員の皆さんから各位真剣に議論をされてこられたものでありますけれども、私としては、やはりとりわけ歳出のほうです。移転補償金の追加分というところが、やっぱり一般会計補正予算として出すには根拠が定かではなかったなという思いをしております。というのは、最終的には第17条決定に根拠を持つということでありまして、第17条決定には私、非常に重要な文言が含まれていると考えます。それは、違法だというふうに、違法な支払いというふうにこの第17条決定が判断したところはこうあるんです。移転補償の追加の支払いについては、その間の事情の変化を市議会に報告し明示的な承認を得る手続を取らなかったと。つまり、追加の移転補償が発生したことについて、その間事情が変わったことについて、これはちゃんと議会に説明してやらなかった。それを議会に隠して流用して充てたということなんです。じゃあその間の事情が変わったから追加の移転補償を払うというこの説明がなかったんですよ、朝からの議論の中では。結局第17条決定に根拠を持つということなんですけれども、第17条決定は追加の移転補償について明示的に議会にその間の事情を示していないから違法と書いてあるのはどなたが聞いても分かったと思いますけど、その間の事情がどうだったのかということは、土地開発公社の段階ではちゃんと見られていたというのが葛城市の主張だし、じゃあそうではない、そうではない追加の移転補償がここで払わなければならなくなった事情というのが、これがどうも明らかにされたとは思えないんです。したがって、一般会計の予算を支出する根拠としては大変薄弱であるというふうに考えますので、私はこの支出について削除するという修正案を提案します。

以上です。

**増田委員長** 以上で説明は終わりましたので、これより谷原委員提出の修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** ちょっともう一回確認なんですけど、歳入のほう、2,500万円ここから3者で分けてどうなるか分からへんから入れてないというのは、ちょっと僕、あまり腑に落ちひんなんですけど、やっぱりここで、2,500万円はここで支払うと書いてるので、歳入に入れとかなあかんのと違うのかなと思うんですけど、これは憶測で、もしかしたら2,500万円払うかもしれないじゃないですか、3者が。誰かが1人払わはるかもしれんし。これはその根拠がちょっと分からへんなって。それで歳入歳出合っけえへんのも、ちょっと何かぴんともけえへんなんですけど、その辺入れたほうがええのと違うかなと。ここ、確実に2,500万円は市としたらもらわなあかんやつです。せやから入れやなあかんのと違うかなと思うんですけど。その辺、もう一回ちょっと。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 補正予算ですから、予算としての見込みとして2,500万円を入れるという考え方もあろうかと思うんですけども、これを否決された場合には、相手方の事情もあるので、それが動いてから、見てから改めて補正予算を組んでも遅くはないと。予算を組んだからすぐ入るものでもないんだけど、その様子を見て予算化しても、私は遅くはないと思っていますので、今回そのために置いといたということであります。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと気になるかわからないですけど、ここに2,500万円、第17条のところで払うってなってんねやったら入れとかなあかんのと違うかなというところなんです。相手方がどうなるかならへんかじゃなくて、ここはもう2,500万円支払うというふうに出てるわけなので、だから入れるのが普通じゃないかなという、単純にそういうふう思うだけです。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** おっしゃるとおりなんですけど、先ほど言ったように、これまでのほかの事例を見ても、ほかの裁判事例を見ても、3者に対して何ぼ払えということについて、なかなかこれは3者の間で協議が難しいことが多々あります。この道の駅かつらぎ建設事業に関する裁判に関してもそうした事例が見られますけれども、私は今年度中入るかどうかはちょっとまだ見通しが立たないのではないかと、こういう案にしております。2,500万円入るんだったらこれは比較的早いだろうと思いますけれども、これが、相手方が裁判というふうな、当事者同士の裁判になると、先ほど言ったように1年、2年になるということになるので、やっぱりその見込みが立ってから補正予算を組んでも、そうすれば今年度中入るのであれば、そういうふうな予算を組むと。裁判になれば来年、再来年、ここでこういうふうに入れていたとしても結局それが入ってこないということになりますので、その見通しを見ているということになります。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 だから、あの、不確定なことが多いなということを、この今の予算のやつで、というふう  
に僕、ちょっと思ったので、ちゃんと入があって出がある、これが予算のやり方なんじゃない  
かなというようなことを、2,500万円かっちりあると言うんやったら、ここ書いといたら  
いいんじゃないかなということで聞いただけです。まあ、皆さんどう思われるかというところ  
ですけど。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、以上でただいま議題とされております議第32号の修正案に対す  
る質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は議第32号及び谷原委員より提出をされました議第32号に対する修正案を一括して行  
います。

討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 まず、私は今回の議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)について、賛  
成の立場で討論することにいたします。

その理由なんですけども、午前中、今回のこの補正予算に入るまでの準備が不十分じゃな  
いかということで、2点挙げさせていただきました。1つはこの第17条決定にある控訴人のお二人からのけじめ、つまり謝罪をつけた上での改めての措置としてと書かれているので、それが理事者側の解釈では、この書面をもってそれが効力を発生するというところだったので、おかしいんじゃないかと考えていました。

それともう一つは、ここに至った様々な経緯に対する市長の思いというのを聞きしたわけ  
です。その段階では、これはちょっと今回決断は難しいなという考えの流れではあったん  
ですけども、午後一番で議長のほうがまた改めてそこについて問いただしてくださったところ  
で、まずそのけじめについては今後、申入れを検討していきたいという副市長のお言葉が  
ございました。市長のところに関しましては、苦渋の決断をもって臨んだと、判断したとい  
うお言葉がありましたので、まだまだ私にとっては不十分なんですけども、一応今回の予算  
を通す上ではその辺が妥当かなという気がします。というのは、やはりもう一つは、これ  
を受け入れることによって奈良地方裁判所の訴訟が取り下げられるという市長と副市長のご説  
明もございました。要はこれを早く終わらせて、余計なところにお金を使うということは、  
これは我々議員にとっても、市民に対する一種の裏切り行為であるので、そこを早く解決す  
る。ただ、ここに至るところのもやもやしたのは残りますけども、我々は市民からいただいた  
税金を有効に活用していかんとあかんという義務、それを話し合うという義務からすると、  
これを先延ばしにするのはやはり市民に対する裏切り行為ではないかというふうに思い至り

ましたので、今回賛成という形でさせていただきます。

以上。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

(梨本委員退席)

増田委員長 これより採決を行います。採決は分割して行います。まず、谷原委員から提出をされた議第32号に対する修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

増田委員長 起立少数であります。よって、議第32号に対する修正案は否決すべきものと決定をいたしました。

次に、原案に対する採決を行います。原案に対する賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第32号の原案は可決すべきものと決定をいたしました。

(梨本委員復席)

増田委員長 以上で本委員会に付託をされた議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば、許可をいたします。

吉村副議長。

(吉村議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員からの発言を終結いたします。

拙い委員長の職で、皆さん方のご協力によりまして終了させていただきますことに感謝を申し上げます。まだ本会議での議論もあるわけでございますけれども、長時間にわたりましたの御礼を申し上げておきます。ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘